

令和7年度 部局行動計画（教育・啓発）

○各部局の不正防止体制を踏まえ、部局行動計画を記載してください。
○【 】周知・情報共有を行う方法を記載してください。（記載例参考）
○年度実施計画の附番に対応して部局行動計画を記載してください。さらに独自の取組がある場合は、年度実施計画附番分以降の番号を使用してください。

部局名：野生動物研究センター

対象者:教員等			部局行動計画の実施状況を部局評価報告書として統括管理責任者に報告		
実施時期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	備考
年度実施計画	①〈通年・年3回程度〉不正防止計画・年度実施計画に基づき作成した部局行動計画の周知及び啓発と情報共有				
	②〈通年・年1回以上〉各共通事務部等において説明会・講習会の開催				
			③研究費不正防止啓発月間の実施	④研究費使用ハンドブックの配付 ⑤e-Learning研修・理解度チェック・公正意識アンケート実施の周知と受講及び誓約書の提出	
		⑥大学運営費等内部監査の結果を情報共有		⑦競争的研究費等内部監査の結果を情報共有	
			研究公正担当理事による部局キャラバンの実施		部局行動計画には記載不要
部局行動計画	①不正防止計画・年度実施計画・部局行動計画の周知及び部局内会議等における啓発と情報共有を月1回程度実施【※】				※別紙「野生動物研究センター 競争的研究費等の適正管理における周知等体制図」に基づき周知・情報共有を行う。
	②北部構内事務部開催の経理事務等説明会等の常設動画配信を視聴【開催情報について北部構内事務部管理課管理掛からメール周知】		②北部構内事務部開催の経理事務等説明会に参加【開催情報について北部構内事務部管理課管理掛からメール周知】		
			③研究費不正防止啓発月間の実施【※】 ・啓発ポスターを研究室等に掲示 ・北部構内事務部HPにおいて研究費不正防止計画に係る情報を掲載し、啓発	④研究費使用ハンドブックの配付【※】 ⑤e-Learning研修「研究費等の適正な使用について」・理解度チェック・公正意識アンケート開始の周知と受講及び誓約書の提出【※】	
		⑥大学運営費等内部監査の結果を情報共有【※】		⑦競争的研究費等内部監査の結果を情報共有【※】	

対象者:教員等〔新規採用時〕			部局行動計画の実施状況を部局評価報告書として統括管理責任者に報告		
実施時期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	備考
年度実施計画	①〈通年〉新規採用教員講習e-Learning（採用後、1か月以内に受講）				
	②〈通年〉研究費使用ハンドブック配付、e-Learning研修・理解度チェック実施				
	③〈通年〉誓約書の提出				
	④〈通年〉時間雇用教職員に対する、労働条件、勤務管理並びに法令及び就業規則に係るe-Learning（採用後、2週間以内に受講）				
	⑤〈通年〉京都大学コンプライアンスガイドブック配付				
	⑥〈通年〉懲戒処分関係事例集のデータ配付				
部局行動計画	①〈通年〉新規採用教員講習e-Learning（採用後、1か月以内に受講）【野生動物研究センター事務掛から受講の案内】				
	②〈通年〉研究費使用ハンドブック配付、e-Learning研修「研究費等の適正な使用について」・理解度チェック実施【北部構内事務部総務課人事掛から配付及び野生動物研究センター事務掛から案内】				
	③〈通年〉誓約書の提出【野生動物研究センター事務掛から案内】				
	④〈通年〉時間雇用教職員に対する、労働条件、勤務管理並びに法令及び就業規則に係るe-Learning（採用後、2週間以内に受講） 【野生動物研究センター事務掛から受講の案内】				
	⑤〈通年〉京都大学コンプライアンスガイドブック配付【野生動物研究センター事務掛から配付】				
	⑥〈通年〉懲戒処分関係事例集配付【野生動物研究センター事務掛から配付】				

対象者：事務職員、時間雇用職員等(研究費の管理・運営に関わる学生アルバイト等を含む)				部局行動計画の実施状況を部局評価報告書として統括管理責任者に報告	
実施時期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	備考
年度実施計画	①<通年・年3回程度>不正防止計画・年度実施計画に基づき作成した部局行動計画の周知及び啓発と情報共有				
	②<通年・年1回以上>各共通事務部等において説明会・講習会の開催				
			③研究費不正防止啓発月間の実施	④研究費使用ハンドブックの配付 ⑤e-Learning研修・理解度チェック・公正意識アンケート実施の周知と受講及び誓約書の提出	
		⑥大学運営費等内部監査の結果を情報共有		⑦競争的研究費等内部監査の結果を情報共有	
		⑧財務会計に関する講習会			
	〈通年〉不正防止実施本部事務室及び関係部署において、本実施計画の検討・実施				部局行動計画には記載不要
部局行動計画	①<通年・月1回程度>不正防止計画・年度実施計画に基づき作成した部局行動計画を周知及び啓発と情報共有				※別紙「野生動物研究センター 競争的研究費等の適正管理における周知等体制図」に基づき周知・情報共有を行う。
	②北部構内事務部において経理事務等説明会の開催【北部構内事務部管理課管理掛より通知】		②北部構内事務部において経理事務等説明会の開催【北部構内事務部管理課管理掛より通知】		
			③研究費不正防止啓発月間の実施【※】 ・啓発ポスターを事務室等に掲示 ・北部構内事務部HPにおいて研究費不正防止計画に係る情報を掲載し、啓発	④研究費使用ハンドブックの配付【※】 ⑤e-Learning研修「研究費等の適正な使用について」・理解度チェック・公正意識アンケート開始の周知と受講及び誓約書の提出【※】	
		⑥大学運営費等内部監査の結果を情報共有【※】		⑦競争的研究費等内部監査の結果を情報共有【※】	
		⑧財務会計に関する講習会【北部構内事務部管理掛から案内】	⑧財務会計に関する講習会【北部構内事務部管理掛から案内】		

対象者：事務職員、時間雇用職員等（研究費の管理・運営に関わる学生アルバイト等を含む）〔新規採用時〕					部局行動計画の実施状況を部局評価報告書として統括管理責任者に報告
実施時期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	備考
年度実施計画	①〈通年〉時間雇用教職員に対する、労働条件、勤務管理並びに法令及び就業規則に係るe-Learning（採用後、2週間以内に受講）				
	②〈通年〉研究費使用ハンドブック配付、e-Learning研修・理解度チェック実施				
	③〈通年〉誓約書の提出				
	④〈通年〉京都大学コンプライアンスガイドブック配付				
	⑤〈通年〉懲戒処分関係事例集のデータ配付				
部局行動計画	①〈通年〉時間雇用教職員に対する、労働条件、勤務管理並びに法令及び就業規則に係るe-Learning（採用後、2週間以内に受講）【野生動物研究センター事務掛より受講の案内】				
	②〈通年〉研究費使用ハンドブック配付、e-Learning研修「研究費等の適正な使用について」・理解度チェック実施【北部構内事務部総務課人事掛から配付及び野生動物研究センター事務掛から案内】				
	③〈通年〉誓約書の提出【野生動物研究センター事務掛から案内】				
	④〈通年〉京都大学コンプライアンスガイドブック配付【野生動物研究センター事務掛から配付】				
	⑤〈通年〉懲戒処分関係事例集配付【野生動物研究センター事務掛から配付】				

対象者:学生				部局行動計画の実施状況を部局評価報告書として統括管理責任者に報告	
実施時期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	備考
年度実施計画	①〈通年〉全学生共通ポータル(KULASIS)全学生向け共通掲示板で基本的なルール、不正事例、相談窓口等の周知				
	②ガイダンス等で基本的なルール、不正事例、相談窓口について説明		②ガイダンス等で基本的なルール、不正事例、相談窓口について説明		
	③啓発のためのクリアファイル配布		③啓発のためのクリアファイル配布		
			④研究費不正防止啓発月間の実施		
				⑤学生向け広報誌Kyoto University Campus Life Newsで学生への禁止事項等について周知	
部局行動計画	①〈通年〉全学生共通ポータル(KULASIS)全学生向け共通掲示板で基本的なルール、不正事例、相談窓口等の周知【北部構内事務部総務課人事掛より情報掲載の案内】				
	②ガイダンス等で基本的なルール、不正事例、相談窓口について説明するとともに、対面型チュートリアルにおいても指導教員から説明【関係研究科からガイダンスにて説明】		②ガイダンス等で基本的なルール、不正事例、相談窓口について説明するとともに、対面型チュートリアルにおいても指導教員から説明【関係研究科からガイダンスにて説明】		
	③啓発のためのクリアファイル配付【関係研究科教務掛から配付】		③啓発のためのクリアファイル配付【関係研究科教務掛から配付】		
			④研究費不正防止啓発月間の実施 ・学生への禁止事項等の再通知【北部構内事務部総務課人事掛からのメール通知を受けて野生動物研究センター事務掛よりセンター内に周知】		
				⑤学生向け広報誌Kyoto University Campus Life Newsで学生への禁止事項等について周知【関係研究科教務掛から配付】	

令和7年度部局行動計画(不正使用防止)

○年度実施計画を参照し、部局の実情を踏まえて部局行動計画を記載してください。
○年度実施計画に記載されているもの以外の事項を追加することも可能です。適宜、行を追加して記載してください。

部局名：野生動物研究センター

不正防止計画	年度実施計画	
	不正防止の取組	取組実施にあたっての関係部署等の役割(部局)
第1.1	各責任者の責任の範囲と権限及び役割を明確化し、実効性のある不正防止体制を整備する。	部局管理責任者は、必要に応じて、専攻・部門等に副部局管理責任者を設置するなど、日常的に目が届き、実効的な管理監督が可能となる体制を整備する。また、副部局管理責任者を設置する場合は、氏名並びに権限と責任の範囲を明確にするとともに、自部局における不正防止体制を教職員等に周知する。
		部局管理責任者は、副部局管理責任者の設置・交代等があった場合には、統括管理責任者に報告する。
第2.1	教職員等が研究費不正を自分事として捉え、不正防止対策の理解や意識を高めることが出来るよう、コンプライアンス教育・啓発活動を展開する。	事務本部から提供されたコンテンツを活用し、教職員等に対するコンプライアンス教育・啓発活動を実施し、特に情報が届きにくい層(若手研究者、任期付教員、時間雇用職員、派遣職員等)に対する教育・啓発活動を重点的に行いつつ、e-Learning研修・理解度チェックを確実に受講させる。
		内部監査結果、他大学の不正事例等の不正防止に関する情報を活用し、どのような行為が不正になるのか、不正によって実際にどのような不利益が生じるのかについて、教職員等に対してコンプライアンスリスクを具体的に説明する。 旅費や給与の支払いを受ける学生に対して、学生が関係する過去の不正事案の周知により、不正リスクの存在と不正関与者として処罰される可能性があることを認識させる。
第2.2	教職員等が競争的研究費等に係る事務処理手続に関して容易に理解できるようルールを明確化・統一化する。	実態との乖離や実効性及びやDX推進の観点から事務処理ルールの改善点に気づいた時には、事務本部担当部署と共に見直しに向けた検討を行う。
		教職員等及び関係学生に対し、守るべき会計ルールや手続き、会計ルールの変更等について周知を徹底する。
		旅費手続き、学生の「雇用」手続き、リサーチフェロー制度について、新たなルールの下で統一的な処理を行う。
第2.3	会計職務権限を明確化し、業務の分担の実態と規程との間に乖離が生じないようにする。	職務権限の見直し等について、教職員等に周知する。
		教員発注に関するルール及び検収・検査を担当する者の責任について教職員等にわかりやすく周知する。
第3.2 第7	本部と部局の役割及び教職員等が留意すべき事項を明確にし、実効性ある不正防止体制を整備する。	部局管理責任者は、不正リスクの発生要因を分析し、共通事務部等と連携のうえ、その具体的対策を定めた部局行動計画を作成し、その計画を統括管理責任者に報告するとともに、教職員等に周知し、着実に実行する。 部局管理責任者と経理責任者(共通事務部長・事務(部)長)のリーダーシップの下、部局事務と共通事務部の担当者が連携し、部局行動計画の作成・周知・実行にあたる。



部局行動計画				
取組実施にあたっての関係部署等の役割(部局)	実施時期	実施者(担当部署等)	対象者	周知方法等
部局管理責任者は、別紙「野生動物研究センター 競争的研究費等の適正管理における責任体系図」を作成し、専攻単位・研究室単位で実効的な管理監督が可能となる体制を整備する。 また、上記不正防止体制を野生動物研究センター教職員等に周知する。	通年	部局管理責任者	部局教職員等	・別紙「野生動物研究センター 競争的研究費等の適正管理における周知等体制図」に基づき周知 ・部局HPに掲載
部局管理責任者は、副部局管理責任者の設置・交代等があった場合には、統括管理責任者に報告する。	通年	部局管理責任者	-	-
部局管理責任者は、事務本部から提供されたコンテンツを活用し、協議委員会等を通して野生動物研究センター教職員等に対するコンプライアンス教育・啓発活動を実施する。特に、情報が届きにくい層(若手研究者、任期付教員、時間雇用職員、派遣職員等)に対する教育・啓発活動を重点的に行いつつ、e-Learning研修・理解度チェックを確実に受講させる。	通年	部局管理責任者	部局教職員等	・別紙「野生動物研究センター 競争的研究費等の適正管理における周知等体制図」に基づき周知
部局管理責任者は、経理責任者及び北部構内事務部管理課管理掛と連携し、経理事務説明会等を通して、野生動物研究センター教職員等に対してコンプライアンスリスクを具体的に説明する。	通年	部局管理責任者	部局教職員等	-
北部構内事務部経理課旅費支援掛及び総務課人事掛は、旅費や給与の支払いを受ける学生に対して、その手続き時において、学生が関係する過去の不正事案の周知により、不正リスクの存在と不正関与者として処罰される可能性があることを認識させる。	通年	(北部構内事務部経理課旅費支援掛・総務課人事掛)	学生	-
部局管理責任者と経理責任者が連帯し、実態との乖離や実効性及びDX推進の観点から事務処理ルールの改善点に気づいた時には、事務本部担当部署と共に見直しに向けた検討を行う。	通年	部局管理責任者・経理責任者	-	-
部局管理責任者は、野生動物研究センター教職員等及び関係学生に対し、守るべき会計ルールや手続き、会計ルールの変更等について周知する。	通年	部局管理責任者	部局教職員等	・別紙「野生動物研究センター 競争的研究費等の適正管理における周知等体制図」に基づき周知 ・事務部HP掲載
北部構内事務部経理課旅費支援掛及び総務課人事掛は、旅費手続きや学生の「雇用」手続き、リサーチフェロー制度について、新たなルールの下で統一的な処理を行う。	通年	(北部構内事務部経理課旅費支援掛・総務課人事掛)	-	-
職務権限の見直し等が生じた場合は、担当部署である北部構内事務部管理課管理掛から野生動物研究センター教職員等に周知する。また、北部構内事務部総務課総務掛は、北部構内の事務組織及び担当表を北部構内事務部HPに掲載して野生動物研究センター教職員等に周知する。	通年	(北部構内事務部管理課管理掛・総務課総務掛)	部局教職員等	・別紙「野生動物研究センター 競争的研究費等の適正管理における周知等体制図」に基づき周知
野生動物研究センター事務掛は、教員発注に関するルール及び検収・検査を担当する者の責任について野生動物研究センター教職員等に説明文書等を添えて周知する。	通年	(野生動物研究センター事務掛)	部局教職員等	・別紙「野生動物研究センター 競争的研究費等の適正管理における周知等体制図」に基づき周知
部局管理責任者は、内部監査の指摘事項、e-Learning研修「研究費等の適正な使用について」・理解度チェックの結果、「京都大学における教職員の研究費に対する公正意識に関するアンケート」結果等を踏まえて不正リスクの発生要因を分析し、共通事務部等と連携のうえ、部局行動計画を作成し、その計画を統括管理責任者に報告するとともに、野生動物研究センター教職員等に周知し、着実に実行する。 部局管理責任者と経理責任者が連帯し、実務においては部局事務と共通事務部の担当者が連携し、部局行動計画の作成・周知・実行にあたる。	通年 通年	部局管理責任者 部局管理責任者・経理責任者	-	・別紙「野生動物研究センター 競争的研究費等の適正管理における周知等体制図」に基づき周知 -

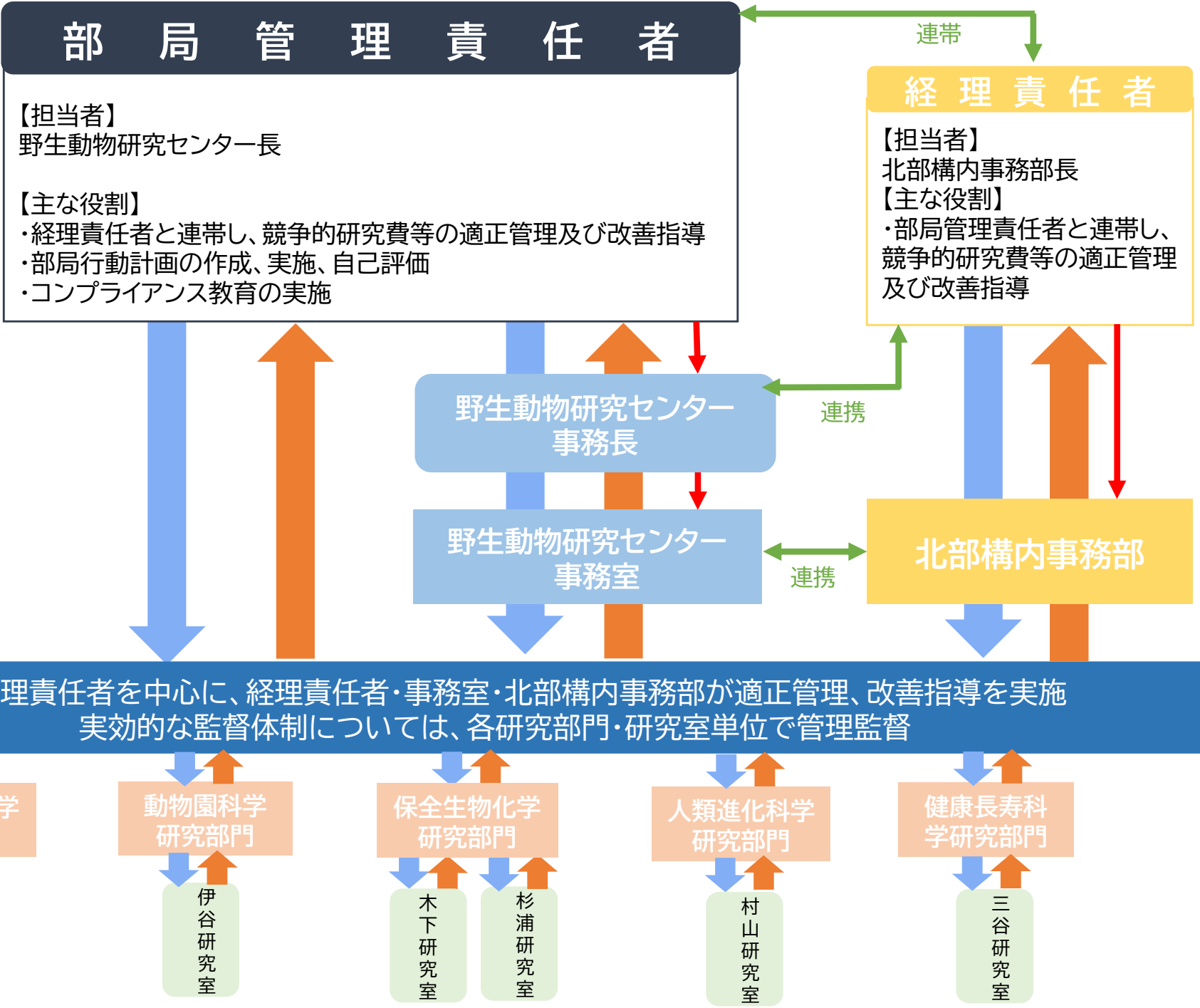
不正防止計画	年度実施計画	
	不正防止の取組	取組実施にあたっての関係部署等の役割(部局)
第2.2	非常勤職員の採用時に勤務管理方法等をe-Learningを活用し説明する。	新規採用者の採用時に「京都大学に採用された時間雇用教職員のみなさまへ」を配付する。
		新規採用時間雇用教職員に対するe-Learning講習(労働条件、勤務管理及び法令遵守等の説明)の受講を徹底する。
第4	非常勤職員や謝金従事者の勤務状況を客観的に確認する。 ※謝金とは「謝金標準単価表」の学生に対する謝金を指す。	現行の就業管理システムでの勤務管理の拡大に対応する。
		謝金を支給する場合は、厳密に妥当性を確認することを徹底する。
第6.1	部局の特性に応じたモニタリングを行う。	給与・謝金の支給にあたっては、勤怠管理を担当する部署と支給手続きを担当する部署が連携し適切に処理を行うとともに、監督者及び被雇用者または従事者に対して、適切な勤務管理方法を周知する。
		勤務状況について事務部門によるモニタリングを行い結果を事務本部に共有する。(以下の取組み事例を参考に部局として効果的な方法を選択し実施) ・勤務表を事務室で管理する ・抽出により非常勤職員や謝金従事者の勤務状況を現場で確認する ・抽出により非常勤職員や謝金従事者及び監督者との面談を実施する ※謝金とは「謝金標準単価表」の学生に対する謝金を指す。
		非常勤講師については、教務部門と人事部門が連携し、勤務実態を確実に把握する。
第2.2	監督者による勤務時間管理を徹底する。	(給与) 監督者に対し部局内の研修や「時間雇用職員の適切な勤務管理について」(監督者向け)を用いて、適切な勤務管理の実施について十分に説明を行う。
		(謝金) 学生への事前説明(業務内容等)時には、従事意思を書面で確認することを徹底する。
第2.2	発注内容の妥当性を研究費の使用ルールにあわせて確認する。	配分機関が定めた研究費の使用ルールについて理解し、教職員等に周知する。
		執行内容が適切か確認し、疑義が生じた場合は研究費の使用ルール及び研究計画に沿った内容であるかを確認する。
第2.3	教員発注が出来る範囲やその権限と責任を確実に理解させる。	発注・検収・検査マニュアルや研究費使用ハンドブック、e-Learning研修等を用いた周知徹底、新規採用教員講習の受講徹底や部局内の説明会等を実施する。
第2.3、4	検収・検査を行う者の権限と責任を明確化する。	検収所等による、発注者以外の第三者検収を徹底する。
		検収担当者任命時にその権限と責任について説明を行う。
第4	教職員と取引業者等との不適切な関係が生じないような環境を醸成する。	取引業者に対し本学の発注・検収・検査制度を周知する。
第6.1	部局の特性に応じたモニタリングを行う。	取引業者との不適切な関係の発生を防止するため、特定の研究室のみでしか取引実績のない業者及び本学と新たに取引を開始した業者等との取引について、研究室における発注の偏りをモニタリングする。

部局行動計画				
取組実施にあたっての関係部署等の役割(部局)	実施時期	実施者(担当部署等)	対象者	周知方法等
北部構内事務部総務課人事掛は、新規採用者の採用時に「京都大学に採用された時間雇用教職員のみなさまへ」を配付する。	通年	(北部構内事務部総務課人事掛)	新規採用者	-
北部構内事務部総務課人事掛は、新規採用時間雇用教職員に対するe-Learning講習(労働条件、勤務管理及び法令遵守等の説明)の受講を徹底する。	通年	(北部構内事務部総務課人事掛)	新規採用者	-
北部構内事務部総務課人事掛は、野生動物研究センターにおける就業管理システムでの勤務管理の拡大について対応する。	通年	(北部構内事務部総務課人事掛)	非常勤職員	-
北部構内事務部総務課給与掛は、学生への謝金支給手続き時に、厳密に妥当性を確認することを徹底する。	通年	(北部構内事務部総務課給与掛)	-	-
北部構内事務部総務課人事掛及び給与掛は、給与・謝金の支給にあたって連携し適切に処理を行うとともに、監督者及び被雇用者または従事者に対して、適切な勤務管理方法を周知する。	通年	(北部構内事務部総務課人事掛、給与掛)	非常勤職員・謝金従事者・監督者	-
北部構内事務部総務課人事掛及び給与掛は、抽出により非常勤職員や謝金従事者の勤務状況を現場で確認する。その際に従事者及び監督者との面談を実施する。	10月	(北部構内事務部総務課人事掛、給与掛)	非常勤職員・謝金従事者・監督者	-
関係研究科教務掛及び野生動物研究センター事務掛は、連携して非常勤講師の勤務実態を把握する。	通年	(関係研究科教務掛・野生動物研究センター事務掛)	非常勤講師	-
(給与) 北部構内事務部総務課人事掛は、監督者に対し「時間雇用職員の適切な勤務管理について」(監督者向け)を用いて、適切な勤務管理の実施について説明を行う。	通年	(北部構内事務部総務課人事掛)	監督者	-
(謝金) 北部構内事務部総務課給与掛は、学生への事前説明(業務内容等)時には、従事意思を書面で確認することを徹底する。	通年	(北部構内事務部総務課給与掛)	学生	-
北部構内事務部経理課産官学連携掛及び科学研究費等補助金掛は、配分機関が定めた研究費の使用ルールについて理解し、野生動物研究センター教職員等に周知する。	通年	(北部構内事務部経理課産官学連携掛、科学研究費等補助金掛)	部局教職員等	-
野生動物研究センター教職員等は、北部構内事務部経理課産官学連携掛、科学研究費等補助金掛と連携し、執行内容が適切か確認し、疑義が生じた場合は研究費の使用ルール及び研究計画に沿った内容であるかを確認する。	通年	部局教職員等(北部構内事務部経理課産官学連携掛、科学研究費等補助金掛)	-	-
野生動物研究センター事務掛は、発注・検収・検査マニュアルや研究費使用ハンドブック、e-Learning研修「研究費等の適正な使用について」等を用いた周知徹底、新規採用教員講習の受講徹底させ、北部構内事務部管理掛は部局内の説明会等を実施する。	通年	(野生動物研究センター事務掛、北部構内事務部管理課管理掛)	部局教職員等	-
野生動物研究センター事務掛及び北部構内事務部経理課は、野生動物研究センター教職員等の検収所等による、発注者以外の第三者検収を徹底させる。	通年	(野生動物研究センター事務掛、北部構内事務部経理課)	部局教職員等	-
野生動物研究センター事務掛は、検収担当者任命時にその権限と責任について説明を行う。	通年	(野生動物研究センター事務掛)	検収担当者	-
野生動物研究センター事務掛は、取引業者に対し本学の発注・検収・検査制度を周知する。	通年	(野生動物研究センター事務掛)	-	-
北部構内事務部経理課は、特定の業者との取引の偏りなどのリスクがないか、通常業務の中でモニタリングを実施する。 また、管理課は、財務会計システムの取引データから、本学と新たに取引を開始した業者等との取引について、研究室における発注の偏りの有無を3か月に1回モニタリングする。	通年	(北部構内事務部経理課、管理課)	-	-

不正防止計画	年度実施計画	
	不正防止の取組	取組実施にあたっての関係部署等の役割(部局)
第2.2	研究費の計画的執行と繰越制度等の活用を促進する。	教職員等への執行状況等の適切な把握及び早期・計画的執行等の啓発等を行う。
		競争的研究費等の繰越制度を教職員等に周知し、無理な年度内の使い切りを防止する。
第4	資産管理(換金性物品を含む)を徹底する。	資産(換金性物品を含む)の実在性を確認するために、定期的に実査等を実施するとともに、事務部門において抽出等の方法により現物確認等を行う。
第2.2 第5.2	旅費に関するルールについて周知徹底する。	研究費使用ハンドブックの活用、学内講習会等への積極的な参加により旅費のルール等に対する理解を深める。
		教職員等に対し、部局内の講習会等により旅費に関するルール等を周知する。
第2.2	出張の事前申請を徹底する。	出張旅費システムによる出張の事前申請を出張者及び出張を承認する者に周知する。
	二重払い及び誤支給を防止する。	二重払いや誤支給を防止するため、出張報告や旅費請求の際に旅程変更や他機関負担分の有無等について確認することを出張者に徹底する。
第4	領収書等の証憑、出張事実が確認できる書類等の提出を徹底する。	用務先、用務内容等を具体的に記載すること、及びチケット手配システム未使用時の交通費の実費精算制に伴う領収書等提出について出張者及び出張を承認する者に周知・指導を行う。また、内部監査対象外の出張事案についても、抽出による出張の事実確認を行う。
		事務本部に領収書等の証憑が不提出であった出張を報告するとともに、領収書等の不提出者に対して定められたルールに基づき指導を行う。
第2.1 第5.1	関係者に必要な情報を共有し、確実なコンプライアンス教育・啓発活動を実施する。	全学事業として実施するユニット、プロジェクト、プログラム等から研究費を配分された教職員等に対するコンプライアンス教育・啓発活動については、事業を実施し研究費の配分を行う部局と当該教職員が研究を実施している部局がそれぞれの役割において実施し、部局の間で、実施状況等必要な情報を速やかに共有する。
		「基本方針」・「行動規範」・「不正防止計画」・「年度実施計画」・「部局行動計画」を教職員等に周知する。
		内部監査の結果等を教職員等に周知する。
第5.2	研究費の使用ルール等に関する相談窓口を活用する。	教職員等に対して、部局内の相談窓口を周知する。
		研究費の使用等について疑義が生じた場合又は研究者等から相談があった場合は、部局内で検討し、関係者間で情報を共有のうえ、蓄積された事例を整理・分析し、必要に応じて事務本部に共有する。

部局行動計画				
取組実施にあたっての関係部署等の役割(部局)	実施時期	実施者(担当部署等)	対象者	周知方法等
北部構内事務部経理課各執行掛は、経理事務説明会等を通して野生動物研究センター教職員等への執行状況等の適切な把握及び早期・計画的執行等の啓発等を行う。	11月	(北部構内事務部経理課各執行掛)	部局教職員等	-
北部構内事務部経理課産官学連携掛、科学研究費等補助金掛は、競争的研究費等の繰越制度を野生動物研究センター教職員等に周知し、無理な年度内の使い切りを防止する。	12月	(北部構内事務部経理課産官学連携掛、科学研究費等補助金掛)	部局教職員等	-
北部構内事務部管理課管理掛は、資産(換金性物品を含む)の実在性を確認するために、定期的に実査等を実施するとともに、抽出等の方法により現物確認等を行う。	9月	(北部構内事務部管理課管理掛)	-	-
野生動物研究センター教職員等は、研究費使用ハンドブックの活用、学内講習会等への積極的な参加により旅費のルール等に対する理解を深める。	通年	部局教職員等	-	-
北部構内事務部経理課旅費支援掛は、野生動物研究センター教職員等に対し、経理事務講習会等の実施により旅費に関するルール等を周知する。	10～12月	(北部構内事務部経理課旅費支援掛)	部局教職員等	-
北部構内事務部経理課旅費支援掛は、出張旅費システムによる出張の事前申請を出張者及び出張を承認する者に周知する。	通年	(北部構内事務部経理課旅費支援掛)	-	-
北部構内事務部経理課旅費支援掛は、二重払いや誤支給を防止するため、出張報告や旅費請求の際に旅程変更や他機関負担分の有無等について確認することを出張者に徹底する。	通年	(北部構内事務部経理課旅費支援掛)	-	-
北部構内事務部経理課旅費支援掛は、用務先、用務内容等を具体的に記載すること、及びチケット手配システム未使用時の交通費の実費精算制に伴う領収書等提出について出張者及び出張を承認する者に周知・指導を行う。また、北部構内事務部管理課管理掛は、内部監査対象外の出張事案についても、抽出による出張の事実確認を行う。	通年	(北部構内事務部経理課旅費支援掛、管理課管理掛)	-	-
北部構内事務部経理課旅費支援掛は、事務本部に領収書等の証憑が不提出であった出張を報告するとともに、領収書等の不提出者に対して定められたルールに基づき指導を行う。	通年	(北部構内事務部経理課旅費支援掛)	-	-
部局管理責任者は、全学事業として実施するユニット、プロジェクト、プログラム等から研究費を配分された教職員等の情報を把握し、事業を実施し研究費の配分を行う部局と当該教職員等の情報について速やかに共有する。また、当該教職員等が研究を実施している研究室、部局事務及び共通事務部等と連携の上、確実なコンプライアンス教育・啓発活動を実施する。	通年	部局管理責任者	部局教職員等	・別紙「野生動物研究センター 競争的研究費等の適正管理における周知等体制図」に基づき周知
部局管理責任者は、協議員会等を通して「基本方針」・「行動規範」・「不正防止計画」・「年度実施計画」・「部局行動計画」を野生動物研究センター教職員等に周知する。	通年	部局管理責任者	部局教職員等	・別紙「野生動物研究センター 競争的研究費等の適正管理における周知等体制図」に基づき周知 ・部局HPに掲載 ・事務部HP掲載
部局管理責任者は、協議員会等を通して内部監査結果等を野生動物研究センター教職員等に周知する。	通年	部局管理責任者	部局教職員等	・別紙「野生動物研究センター 競争的研究費等の適正管理における周知等体制図」に基づき周知 ・事務部HP掲載
部局管理責任者は、経理責任者・北部構内事務部管理課管理掛と連携して、野生動物研究センター教職員等に対して、部局内の相談窓口を周知する。	通年	部局管理責任者	部局教職員等	・別紙「野生動物研究センター 競争的研究費等の適正管理における周知等体制図」に基づき周知 ・部局HPに掲載 ・事務部HP掲載
部局管理責任者は、研究費の使用等について疑義が生じた場合又は研究者等から相談があった場合は、部局内で検討し情報を共有のうえ、蓄積された事例を整理・分析し、必要に応じて関係組織に共有する。	通年	部局管理責任者	関係組織	-

野生動物研究センター 競争的研究費等の適正管理における責任体系図



凡例

- 適正管理
改善指導
- 状況報告
- 指示
- ↔ 連帯・連携

野生動物研究センター 競争的研究費等の適正管理における周知等体制図

